審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成30年度第2回 松阪市文化財保護審議会
2. 開催日時	平成30年8月27日(月) 午後2時00分から午後4時10分
3. 開催場所	松阪市教育委員会事務局 2 階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	一部非公開(個人情報)
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 松葉・高山 電 話 0 5 9 8 - 5 3 - 4 3 9 3 FAX 0 5 9 8 - 2 2 - 0 0 0 3 e-mail bun. div@city. matsusaka. mie. jp

報告事項

- (1)前回の協議内容の確認について
- (2) 文化財施設の条例について

協議事項

- (1) 文化財施設名称案について
- (2) 指定文化財について【非公開】

議事録要約

別紙

平成30年度第2回文化財保護審議会 議事録 (要約)

- < 日 時 >平成30年8月27日(月)午後2時から午後4時10分
- < 場所 >松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
- <出席委員>菅原洋一会長、門暉代司会長代理、鈴木えりも委員、榎本義譲委員、大森尚子委員、 武田明正委員、津村善博委員、冨田靖男委員、中谷真弓委員、藤田直信委員、毛利 伊知郎委員、山口泰弘委員、龍泉寺由佳委員
- <欠席委員>小林秀委員、嶋村明彦委員、塚本明委員、本多久子委員
- < 事務局>村林産業文化部長、榊原文化課長、松葉担当監、新田係長、寺嶋主任、高山主任、 横山係員

<傍聴者>1名

- 1. 開会
- 2. あいさつ (部長)
- 3. 報告事項
- (1) 前回の協議内容の確認について

(事務局報告)

質問無し

(2) 文化財施設の条例について

(事務局報告)

委員:指定管理者による管理を可能とすると書いてあるが、選定作業は、始まっている のですか。

事務局:現在、観光情報センターそして旧長谷川邸、旧小津邸、原田二郎旧宅、この四つ の施設を一括して指定管理による管理を導入するという取り組みを進めており、 指定管理者の公募期間に入っています。公募期間は10月1日までとなっており ます。

委員:指定管理は、来年度から導入するのですか。

事務局:平成31年の4月の指定管理導入を目指して進めております。

委員:入館料の変更等の記述はどこかに記載されていますか。

事務局:入館料については条例に料金表が載っていますが、指定管理者が管理する場合は 条例に定めた入館料を上限とし、その範囲内で指定管理者が設定することが出来 ます。 委員:例えば長谷川邸が400円、小津邸が200円としていますが、その差は一体何ですか。文化財的なことで差を付けたのですか。320円とかは消費税でそのような金額になったのですか。消費税が上がった時、当然金額も変わると思うのですが、変更について記載がどこにもないのですが。その辺はどうなんですか。

事務局:400円と200円の話ですが、旧長谷川邸の400円の料金設定につきましては、県内の類似施設を参考にさせてもらいました。例えば桑名市の旧諸戸家住宅は一人460円、二見の旧賓日館については350円。松阪市内におきましても、重要文化財を沢山所有し、展示もしている近隣施設に本居宣長記念館があり、性格が違う施設ではありますが入館料は400円です。商人の館につきましては現行200円で、これについては特に料金改正を行わず、一般個人200円を維持したままに致しました。

委員:長谷川邸だけ400円というのが違和感があって、でも確かに文化財を維持していく上で必要だと思いますが、指定管理になった場合400円と200円でやっていけるのかどうか。それと320円という標記が気になって、消費税と標記してあればいいのですが、貸館も含めて消費税が変わった時にまた改正等をして決めていくのですか。

事務局:条例改正で対応していく事になります。

委員:消費税は10パーセントに変わる、その都度条例改正で決めていくのですか。

事務局:条例改正で決めていきたいと思います。市の施設も他に色々ありますので、消費 税に関しては統一して改正するようになると思います。

会長:入館料収入というのは、市の収入になる訳ですか。

事務局:指定管理者による管理になった場合、入館料も使用料もすべて指定管理者の収入 となります。

委員:今までの実績として、指定管理になった場合やっていけるのかどうか。指定管理 として予算的なものも見通しているのですか。

事務局: それぞれの施設を管理していく上で、管理運用をしていける金額とし、それを指 定管理料として公募をしております。

委員: それから割り出した入館料なのですか。

事務局: それから割り出した入館料ではなくて、入館料は先程申し上げましたように設定 しましたけども、施設の管理運営にかかる費用を松阪市の方が指定管理者にお支 払の方をしますので、それで管理運営をしてもらう。その管理運営をする中で入館料収入や、貸館収入が入ってきますので、ある程度数字を見込んでいて、その分は指定管理者の収入という事で、その分を減額して指定管理料としています。これが、指定管理者制度の導入の基本的な考え方という事で、それに則って設定しております。

委員:市から指定管理者に指定管理料として支払うという事ですよね。

事務局:そうです。県内で指定管理による文化財施設の管理運営の例としましては、桑名 市の六華苑(旧諸戸家住宅)、そして旧賓日館があります。重要文化財の指定管理 者制度の導入に関しては、県内では3例目になるかと思います。

4. 協議事項

(1) 文化財施設名称案について

事務局:市議会による附帯決議の内容は、特に文化財施設の名称については、「その歴史的文化的な背景を考慮しつつ、市民及び観光客にとってふさわしいものとなるよう、今後、検証及び検討を行うこと」というものでございました。つきましては、附帯決議の内容を鑑みましても、文化財保護審議会でご協議いただき、ご意見を頂戴するのが最も適切な方法と考えておりますので、このたび、ご協議をお願いする次第でございます。

会長:両施設の価値といいますか、本来の属性を的確に表現するような名称である必要があると思います。共通するような性格を持った施設ですので、そういう意味での統一感を持たせた方がいいのかなと思います。例えば、長谷川ですと文化財なのですが、建造物としての指定名称と史跡としての指定名称が違うので、これをひっくるめたような名称が必要であるということですよね。

委員: 小津、長谷川という名称からお話ししてもいいですか。まず小津から申しますと、確かに小津を名乗る商人は非常に多いですよね。よく小津五十党と言っていますけども、ではそれが本家筋、分家筋、別家筋どれかと言われましても全く区別がつきませんし、清左衛門より更に古い小津三郎衛門とか三十郎とかいう家もあります。ですから確かにここでよく誤解されますのが、小津安二郎の生家と間違えられるのが一番大きいと思います。小津姓を名乗る商人はとにかく沢山いるので、小津清左衛門という通称をいれたほうが分かりやすいと思います。それが小津清左衛門の本家かと言いますと、本家分家の関係が全然わからない。小津姓は沢山ありますので、小津清左衛門と言うだけでいいと思います。長谷川に対して申しますと、本家は9代目まで次郎兵衛になっていますけど、明治になると10代目から治郎兵衛に変わります。分家で六郎次、武右衛門も市左衛門も、分家もありますけども、別家もあります。全く長谷川の治郎兵衛家とは関係ない家ですけど2、3軒があって、小津が清左衛門を入れるのであれば治郎兵衛を入れた方がい

いのではないかと思う。ではどちらの治郎兵衛を入れるかという話になるのですが、江戸時代に合わせると次郎兵衛を入れた方がいいと思うのですが、長谷川家の屋敷を見る限りでは例えば、庭の部分ですと明治10年頃に建立された土地で、池を作ったり離れ座敷を明治20年頃作ったり全体を見て今の形になったのは10代目以降、11代目辺りで全容が整ってまいります。最後13代目の時に13代目の奥様から松阪市に全て寄贈されましたので、そのような事を考えると、「次」と「治」とどちらにするかというと、現在の形を整えたのが治めるの方の治郎兵衛さんの10代目の時代から13代目辺りまでで、治めるの方の治郎兵衛さんでいいのではないかなと思うのですが。

会長:これについていかがでしょうか。文化庁の指定名称ですと、苗字だけなんです。 長谷川家とか小津家とかであって、フルネームでは言わないのです。色々な家が あって混乱するという事であれば、この方がいいのではと思います。

委員:何々家住宅という表示が多いですね。ですが、住宅という定義とはどんなもので すか。

会長: 史跡名勝と建造物との言い方の差なのです。建造物は何々家住宅と言うのですが、 史跡名勝の方は家を使わずに氏を使うのです。史跡名勝は長谷川氏、建造物は長谷 川家、同じ家屋敷について、2つも指定が重なっているという意味です。委員が言 ったように代表的な当主の名前をフルネームで何々家として、その家を表現する ということでいいのではないですか。建物と土地が一体になっているという言い 方になるようなものが必要かと思います。あともうひとつ、松阪商人と今まで言っ てきているし、他には伊勢商人、そこの本宅ですよね。全国的に活躍した商人の江 戸店でなくて、松阪が本宅だという事を言う為には、何々家本宅とした方がいいの ではないでしょうか。そうすることで小津清左衛門家、長谷川家、分家、別家との 区別もつけられる。いかがでしょうか。

委員:本宅があれば別宅もあるように聞こえるのですけど、ただ別宅は例えば京都とかの話ですか。

会長:江戸の方です。

委員:江戸は店であって宅ではないですよね。江戸にもっているのは店なのでそこを別宅と表現することはありえないのですよ。

会長:では、逆に松阪の家屋敷をいう表現みたいなものはありますか。

委員:本家という言い方なのですよ。

委員: ただ、長谷川治郎兵衛家としての本家は、彼らにとってはここという意味なのです。 長谷川家の本家ではなく、治郎兵衛家の本家が松阪だと言う感じなのです。 会長:小津清左衛門家本家という言い方で、他の小津家と区別出来るのなら、それでいい と思いますが。

委員:でもやっぱり紛らわしいですよね。清左衛門家が本家かというイメージになってしまうので。

委員:建造物として見る場合どうなのですか。この家が例えば邸と言うのは。

会長:邸はあんまりよくないと思います。邸は、本来平安期の貴族住宅に使う言い方なので、商人の家ではないのです。同じように松阪商人の館という言い方がありますけど、館であれば中世城館みたいな感じがするので、適当ではない。なので、家以外、町家の家屋敷をひっくるめての言い方はないのです。宅と言うと役人みたいな感じですし。近代住宅であれば規模の大きな住宅は邸でいいと思うのですが、ただ近世のものなので、宅や邸と言うのは違うと思うのです。何々家で止めると、家屋敷のイメージが湧かないので、何々家の後に家屋敷をイメージするような事が出来るといいと思います。

委員:全く知らない人がここを訪れた時に、松阪商人というのがあればいい訳なのですね。 松阪商人旧小津清左衛門宅、住宅でも別に構わないという事なのですよね。ただ、 今ここで言っている事は看板として使うのですか。

事務局:まずは条例に記載する為です。施設の名称です。

委員:この条例に書いてある第1条の名称というのはどこかで条例改正で変えるのですか。

事務局:6月議会で条例案は一度は可決されているのですが、先程説明させていただきましたように、附帯決議というものがついておりますので、改めて検討した上で、再度変えるという事になれば議会に条例の改正案を上程いたしまして、改正をしていくという運びになります。それをする上で、最も適切な施設名称は何かということで、この場でご意見を頂戴出来ればという考えでございます。ですので条例の第1条のところの名称を変えるとしたら、どれがふさわしいのかを考えて頂きたいと思っております。

委員:名称イコール看板というように考えてもいい訳ですよね。条例で決まった名前が、 あそこの看板として上がるという訳ですよね。

事務局:はい。施設名称ですのでそういう訳です。

委員: 附帯決議の、名称の事は2番ですよね、1番として休館日の事も書いてありますが、 休館日は事務局さんとしては、この6月に可決された条例のままでいくという事です よね。 事務局:1番と3番につきましては、事務局で対応案を考えていきたいと思っています。

会長:名称について更に検討を行うことは、附帯決議ですのでこちらから提案があれば議 会の中で条例改正も必要があれば、そういうことになりますね。

委員:私も邸と言うのは、何かお屋敷という感じがあり抵抗を感じていたのですが、長谷 川治郎兵衛家あるいは小津清左衛門家旧宅か何か付ける。松阪商人はいらないよう な気がします。

会長:宅だと小規模な家屋敷の感じがするのですが。

委員:豪商のまちという触れ込みですよね。でしたら、この豪商という言葉を生かすのも 一つの考え方なのかなとも思います。

委員:例えば正式名称の事は置いておいて、チラシとかに書く時には豪商と付けたり、松 阪商人とか付けたり、自由に出来ると思うのですが、ただチラシとかパンフレット とかそういうところで、そういう事も考えていただくとして、正式名称としては無 しの方がいいのではないかと思います。

委員:例えばそこに立っている看板はいいのですが、パンフレットには自由に付けていい のではないのかなと思います。

委員:条例に豪商をつけたらおかしいと思うのですが、ただ一般の観光客の方が松阪に来て豪商の町なのだなという印象を持ってくる、そこに豪商の長谷川家と豪商の小津家の住宅があるとすると、観光客向けには分かり易いかなと思います。

委員:パンフレット向けには、そういうのを付けて頂くように考えてもらっていいと思う のですが、別に正式名称でなくてもいいのですから。

会長:今まで長谷川家の利活用で、松阪市のシンポジウムとかやって、その中でも豪商という言い方は適切ではないという意見がありまして。要するに、長谷川家の倫理観では、基本質素倹約なのです。当主一家の生活であろうとそんなに豪華な物を食べて、凄い所に住んでいる訳ではないので、例えば長谷川でいうと大正座敷とか立派ですけど、自分の家で使うというよりよそから偉い人達が来た時に、近くに迎賓館がないから使うという、津市の川喜田家でもそうだと思いますけど。あんまり豪商と言って、一般の商人と違うという事は的確ではなく、両者は非常に連続しているのです。

委員:附帯決議が出たという事は、ここに記されている長谷川邸とか小津邸がいまいちだ という事ですよね。そうだとしたら、これがいいという名前の候補が今までにいく つかあったのではと思われますが、それがどこにも書いていない。 委員:旧長谷川邸ではなくて、長谷川治郎兵衛家というのが市議会に出ています。小津の 方だといくつか出ていますよね。

委員:例えばここで、一つか二つ有力候補として挙げたとした場合に、最終決定はどこで されるのですか。

委員:今、一生懸命こちらで案を出していますけど、みんなが一つのものにまとまってい るのなら、保護審はこれですと言えばいい。

事務局:今回提案させて頂く中では、市の方で考えた名称の旧長谷川邸、旧小津邸についても議会の方に上程させていただき、その結果がこの附帯決議ということになりました。議会の中でも、それぞれの議員さんからも色々とご意見が挙がっていましたが、専門の皆様にご意見を頂きまして、その中で市としても考え、議会の方で変更になるのであれば、例えばですが11月の議会に上げさせてもらい、来年4月1日からの新しい公開に向けて間に合うように決定していきたいと思います。皆さんの色々思っているご意見を出して頂いて、一つにまとめて頂けるのであれば、それが一番ありがたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いします。

会長:ここで決める訳ではなく決めるのは議会でしょうから、あくまでも文化財の保護審としての意見で、そこまでの責任はない。私たちも、十分説明の出来るような、そして分かり易くて正確なものを出していくという事でよろしいですね。それでまだ集約出来ていませんけど、代表的な当主のフルネームを使うと、小津清左衛門、長谷川治郎兵衛、これについてはよろしいでしょうか。これを頭に出して後ろをどうするか、それとも頭に何かつけるかという問題ですよね。

委員: 先程、邸はおかしい、宅もおかしい、では家はどうですか。何々家住宅とかはどう ですか。

会長:何々家住宅にすると、建造物になってしまうので。何々家で止める手はあります。 ただ、農家なのか何なのか分からない。であれば、家の属性が少しわかるような言葉を、前か後ろにくっ付けてもいいのかなと思うのですが。本宅を付けるとか、本家とかにすれば、あるシステムがあってそこの中のどれをもってくるかという問題ですよね。

委員:一つよろしいですか。名前が決まれば、文化財と名称と二つが両立する事になるで しょう。市としては、どちらを優先していくのか。文化財を重視するのかという事 もあるのではないでしょうか。

事務局:今も重要文化財は旧長谷川家住宅ですけども、一般的に現在使用しているのは旧長谷川邸です。文化財としての取り扱いを求められる時は、旧長谷川家住宅を使いますし、史跡及び名勝に関しましては長谷川氏旧宅を使います。

会長:文化財の指定名称で表すものと施設名称で表す中身が違うので、両方を使い分けていくという事でよろしいのではないでしょうか。先程、豪商と言うご提案がありましたけども、属性を表す言い方で何か適当な言い方はありますでしょうか。本宅が駄目だったら本家しかないと思うのですが。

委員:長谷川はともかく、小津がとにかくややこしそうなので。

委員:三井に対して言いますと、松阪三井は別邸を持っているのですよ。でも、小津はど うなんでしょうね。長谷川も持っていないですよね。小津は持っていたかも知れな いですね。

委員:今検討しているのは施設名称なのですか。

会長:施設名称です。

事務局:基本的な条例の施設名称というのを一番最も適切なものを、考えて頂きたいと思い ます。

委員:フルネームで本家と言ったらどうでしょうか。

委員:頭に旧を入れるか入れないかですね。

会長:不正確でなければ本家でいいかなと思うのですが。旧を入れるか入れないか。これ についていかがですか。これはやはり旧を入れるべきではないかなと思います。現 在所有者がそこの家ではなく、松阪市である訳ですから。そこで家として使ってい る実態はないので、普通の慣用的な言い方から言うと旧は付くべきなのかなと思い ますが。

委員:旧長谷川治郎兵衛家で止めておいて、後こちらにどういう飾り文句が付いても、家 で止めればいいのでは。邸は駄目ですよ、宅は駄目ですよ、住宅も駄目ですよとい う説明を付けたら一番分かり易い。

委員:一つよろしいですか。条例を提案される時に、旧長谷川邸とかそういう言葉が使われていますね。それはどういう理由で提案されたのですか。

事務局:長谷川家は14代の歴史を持つ家でございます。初代の方、そして2代目からの次郎兵衛さん、そして10代目からの治める郎兵衛さん、そして現在のご当主に至る、この14代に及ぶ長谷川家の歴史と営みの積み重ねの結果、今、我々に伝えられた建物と庭園を含む敷地というものが重要であると考えておりまして、治郎兵衛家と書く、あるいは次郎兵衛家と書くといったことでは、その旧長谷川邸の価値を十分に表現することができないのではないかというふうに考えました。そういった視点

も含めまして、旧長谷川邸は長谷川家という商家、家そのものに焦点をあてた、旧長谷川邸という名称が相応しいのではないかというふうに考えたものでございます。 旧小津邸につきましても同様で、初代2代目がそれぞれ違う、3代目以降15代目までが小津清左衛門さん、どれも欠くことが出来ない歴史なのです。それを踏まえて旧小津邸というシンプルな名称を考えました。

(休 憩 10分間)

会長:再開を致します。小津清左衛門家、長谷川治郎兵衛家というのがあって、そのままでいくのか、後ろにもう少し何か付けるか、頭に旧をつけるかですね。津の川喜田家では江戸に対して分部の家を何と呼んでいますか。

委員:本家ですね。

委員:川喜田は別家とか分家とか問題がないから大丈夫ですよ。

会長:江戸に対してというより、川喜田の分家に対しての本家という感じですか。

委員:両方あるかも知れません。川喜田四郎兵衛家との区別もあると思います。

委員:江戸店からはご本家さんという呼び方をしていますね。

委員:長谷川も江戸店からみればご本家さんですね。

会長:本家を付けるのはいかがですか。

委員:旧長谷川治郎兵衛家本家。

委員:家本家か、ただの本家か。

会長:旧長谷川治郎兵衛本家、やはり家でとまりますか。

委員:本家というか本家何とかを付けるのですよね。旧長谷川家という家系の中の本家何とかと付けなくてはいけない。

会長:それでは整理していただきましょうか。

委員: ①旧長谷川治郎兵衛家、②旧長谷川治郎兵衛家本家、③旧長谷川治郎兵衛本家、家で止めてしまうか、本家を付けるか、家を取って本家とするか。小津清左衛門も一緒です。

委員:やはり邸がいけないということを、きちんとしてもらわないと困る。先程言われた

事はよく分かるのですが、邸自体の持つ意味が違うのでそれはそれで、このような 経過で出来たという事を記載し、皆様には汲んで頂き、許していただくという事で 邸を外すという事を明記した方がいいのでは。今までの邸では駄目なのですよとい う事ですよね。

委員:邸は駄目です。

会長:邸は本来貴族住宅についての呼称なので、近代住宅であれば邸宅と言ったり、その中でも大規模なものを邸と言うのですが、長谷川にしても小津にしても根幹になっているのは、近世の商人としての家屋敷なので、邸で表現するのは違うと思います。

委員:宅も小さな住宅を表現するものなので、宅も駄目ですよね。それだけはっきり説明 をして頂くと分かり易いです。そうすると、ここに上がっている邸とか宅とかがな くなっていくという事ですね。

会長:本当は家屋敷を表現出来る方が良いのですが、ファミリーの名称でいくのか。このファミリーの名称も単純に名前だけなのか、もう少し家系の組織が分かるような言い方にするかどうかということですよね。では、多数決で決めさせて頂きたいと思います。①旧長谷川治郎兵衛家、8人、②旧長谷川治郎兵衛家本家、3人。③旧長谷川治郎兵衛本家、これは無し。小津についても同じで、旧小津清左衛門家。ただ、オプションの言葉として適切な言葉と、そうでない言葉があるような気がします。そういうオプションは中身の話ですから、どのように書くかは、文化財の方にまた相談がありますよね。では、①でよろしいでしょうか。

事務局:ご意見ありがとうございます。

(以下の内容は非公開のため、要旨を記載します。)

(2) 指定文化財について【資料4】

・指定文化財候補2件を本年度文化財保護審議会として調査を進めていきたい。

5. その他

- ・国の登録有形文化財の答申が先月7月20日に行われ、松阪市飯高町波瀬にある田中家 住宅の関係ですべてまとめて11件の登録の答申があった。
- ・松浦武四郎に関する9月15日から MieMu で開催される企画展の紹介と、10月13日 クラギ文化ホールで開催されるフォーラムの紹介。

(閉会)